

## 非常勤講師の勤務条件等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、府立学校及び府内市町村（一部事務組合及び広域連合を含み、京都市を除く。以下同じ。）立学校（以下「市町村立学校」という。）に勤務する常時勤務を要しない講師（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下「非常勤講師」という。）並びに京都府教育委員会が市町（組合）教育委員会の求めに応じて派遣し、当該市町村立学校に勤務することとなる非常勤講師の任用及び報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）をいう。
- (2) 教育長 京都府教育委員会教育長をいう。

### (身分)

第3条 非常勤講師の身分は、地公法第3条第3項第3号に規定する特別職とする。

### (職務)

第4条 非常勤講師は、校長の命により、教諭、養護教諭又は栄養教諭に準じる職務に従事する。

### (欠格条項)

第5条 次の各号の一に該当する者は、非常勤講師に任用することができない。

- (1) 地公法第16条の欠格条項に該当する者
  - (2) 任用しようとする当該校種及び教科の免許状を有しない者
- 2 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に定める非常勤の講師については、前項第2号の規定は適用しないものとする。

### (任用期間)

第6条 任用は、任用された日の属する年度内に限り、教育長が必要と認めた期間行うこととする。

### (任免手続)

第7条 教育長は、予算の範囲内で非常勤講師を任命する。ただし、市町村立学校にあつては、市町（組合）教育委員会の内申をまっで行う。

- 2 前項に規定する内申の手続きは、教員の例による。
- 3 任用は、任用期間、報酬、勤務時間等任用条件を明示した人事異動通知書を交付することによって行うものとする。
- 4 解任は、任用期間満了の場合を除き、人事異動通知書を交付することによって

行うものとする。

- 5 教特法第23条第1項の初任者研修を実施する場合において、市町村立学校に勤務することとなる非常勤講師の任免手続きについては、前4項の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところによるものとする。

(退職等)

第7条の2 非常勤講師は、次の各号のいずれかに該当するときに退職する。

- (1) 任用期間が満了したとき。
- (2) 退職を願い出て承認されたとき。
- (3) 次項の規定により解任されたとき。
- 2 任用期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合において、校長が必要とするときは、非常勤講師を解任することができる。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第19条の規定に該当する場合には任用期間中に解任することはできない。
  - (1) 非行、勤務怠慢その他これらに類する行為等の非常勤講師としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められたとき。
  - (3) その他業務を継続しがたい特別の事情によるとき。
- 3 1月を超えて引き続き任用されるに至った非常勤講師を解任しようとするときは、労働基準法第20条の規定により、少なくとも30日前に解任の予告を行わなければならない。ただし、労働基準法第20条ただし書による場合はこの限りでない。
- 4 前項の解任は、書面により、当該非常勤講師に通知しなければならない。

(報酬)

第8条 非常勤講師には、定められた勤務時間の勤務に対して報酬を支給するものとし、その額は、教育長が別に定める。

- 2 非常勤講師には、報酬以外の給与は支給しない。

(報酬の支給方法)

第9条 報酬は、原則として次により支給するものとする。

- (1) 日額等で定められている場合は、月の初日からその月の末日までの間における勤務した実績により計算した額を翌月16日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。）に支給する。ただし、勤務した実績の報告が遅れる場合等でその日に支給することができないときは、一般職員の給与の支給方法の例による。なお、特に必要と認められる場合には、支給日前においても報酬を支給することができる。
- (2) 月額で定められている場合は、一般職員の例により支給する。

(報酬の減額)

第10条 非常勤講師が、定められた勤務時間に勤務しなかった場合には、第13条第

- 1 項に規定する場合を除き、その勤務しなかった時間数にかかる報酬を減額するものとする。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合の減額すべき額は、その月の報酬の全額とする。
- 2 前項により減額する場合の勤務1時間当たりの報酬額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。
- 3 減額する時間数の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった時間数を合算したものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てる。

#### (費用弁償)

- 第11条 非常勤講師が校長の命により公務のため旅行したときは、費用弁償として教員の例により旅費を支給する。
- 2 旅費の額及び支給方法については、教員の例による。

#### (勤務時間)

- 第12条 非常勤講師の勤務時間は、教員の1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲内で定めるものとする。
- 2 前項に定める勤務時間の割振りは、府立学校にあつては校長が、市町村立学校にあつては市町(組合)教育委員会が決定する。
- 3 特別の事情のため勤務させる必要が生じた場合は、前項に定める勤務時間の割振りを変更することができる。

#### (休暇)

- 第13条 非常勤講師に与えられる有給休暇は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 別表1に定める年次休暇
- (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出に応じる場合 その都度必要と認める期間
- (3) 選挙権その他公民としての権利を行使し、義務を履行する場合 その都度必要と認める期間
- (4) 公務上の負傷又は疾病の場合 その都度必要と認める期間
- (5) 前号に掲げる場合を除く負傷又は疾病の場合 他の任命権者による任用期間を含む年度内における任用期間内において、3日とする。
- なお、取得単位については、1日の勤務時間が7時間45分の非常勤講師は、1日、半日、1時間又は1分を単位として、7時間45分以外の非常勤講師については、1日、1時間又は1分を単位としてとることができるものとし、1日は当該非常勤講師の1日の勤務時間とする。1時間又は1分を単位として与えられた当該休暇を日に換算する場合には、当該休暇を与えられた非常勤講師の勤務日1日当たりの勤務時間(1週間の勤務時間数を1週間の勤務日数で除した時間とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。
- (6) 地震、水害、火災その他の非常災害等不可抗力のため勤務が不可能となった場合その都度必要と認める期間
- (7) 親族(別表2の親族欄に掲げる親族に限る。)の死亡により、非常勤講師が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当だと認められる場合 別表2の親族欄に掲げる親族の区分に応

- じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のために遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (8) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 1年について7月から9月の間の、別表3に定める期間内において、その都度必要と認める期間
  - (9) 妊娠中又は出産後1年以内の非常勤講師が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合 1日を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、その回数は別表4に定めるとおりとする。
  - (10) 妊娠中の非常勤講師（定額講師に限る。）が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該職員の心身の状態から母体又は胎児の健康保持に必要があると認められる場合 正規の勤務時間につき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる期間
  - (11) 非常勤講師が生後満1年6月に達しない子（職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第37条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第2項第1号及び第3項において同じ。）を育児する場合 1日2回各45分。ただし、通勤時間等の関係により、やむを得ないと認められる者については、1回30分を下らず、合計90分を超えない範囲内においてやむを得ないと認められる期間
- 2 非常勤講師に与えられる無給休暇は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する非常勤講師が別表5に掲げる行為を行う場合 当初の任用開始日から起算した1年について別表6に定める期間内においてその都度必要と認められる期間
  - (2) 非常勤講師の出産の場合 出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から産後8週間を経過するまでの期間
  - (3) 生理日に勤務することが著しく困難である場合 労働基準法（昭和22年法律第49号）第68条に規定により、その都度必要と認める期間
  - (4) 非常勤講師が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の別表7に掲げる行為を行う場合 当初の任用開始日から起算した1年について別表8に定める期間内においてその都度必要と認められる期間
  - (5) 要介護者の介護をする場合 別表8の2又は別表8の3に掲げる期間の範囲内で必要と認められる期間
  - (6) 非常勤講師の結婚の場合 別表9に掲げる日数の範囲内でその都度必要と認められる期間
- 3 前項の規定により勤務しなかった場合は、その全時間について第10条の規定により報酬を減額する。ただし、前項第1号の規定により勤務しなかった場合（5日（当該子を2人以上養育する非常勤講師にあつては、5に当該子の数から1を減じた数を加えた日数）の範囲内に限る。）及び前項第4号の規定により勤務しなかった場合（1日（要介護者2人以上の場合は2日）の範囲内に限る。）についてはこの限りではない。

（部分休業）

第14条 部分休業（子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第

110号) 第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するために1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)をすることができる非常勤講師は、次のいずれにも該当する非常勤講師とする。

- (1) 在職した期間が1年以上継続している者(離職期間が1月未満であれば在職期間が継続しているものとする。)
  - (2) 1週間の勤務日が3日以上(週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上)とされている者
  - (3) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者
- 2 部分休業をすることができる期間は、養育する子が満3歳に達する日までの期間とする。
  - 3 非常勤講師に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤講師について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤講師が第13条第1項第11号の有給休暇を承認されている場合にあっては、当該有給休暇の時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該有給休暇を取得している時間を減じた時間を超えない範囲内で)、勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
  - 4 非常勤講師が部分休業をした場合は、第10条の規定により報酬を減額する。

(災害補償)

第15条 非常勤講師の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(社会保険)

第16条 非常勤講師の社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1(第13条関係)

非常勤講師の任用期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	月
1週間の勤務時間	年次休暇日数(単位:日)												
21時間~27時間	2	3	4	6	6	8	9	10	12	13	14	15	日
11時間~20時間	1	2	3	4	4	5	6	7	8	9	9	10	日
6時間~10時間	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5	5	5	日
5時間以下	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	日

備考

- 1 任用期間の月数に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定した月数とする。
- 2 1日の勤務時間が7時間45分の非常勤講師の年次休暇は、1日、半日又は1時間を単位として、7時間45分以外の非常勤講師については、1日又は1時間を単位としてとることができるものとし、1日は当該非常勤講師の1日の勤務時間とする。  
ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 3 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休

暇を与えられた非常勤講師の勤務日1日当たりの勤務時間（1週間の勤務時間数を1週間の勤務日数で除した時間とし、5分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。  
別表2（第13条関係）

親 族	日 数		
	任用3月以上	任用2月以上3月未満	任用1月以上2月未満
配偶者	7日	5日	3日
父母	7日	5日	3日
子（職員の給与等に関する条例第37条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この表において同じ。）	5日	4日	2日
祖父母	3日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	2日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、5日）	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、3日）
孫	1日	1日	1日
兄弟姉妹	3日	2日	1日
おじ又はおば	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、5日）	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、3日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、7日）	2日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、4日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、2日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、3日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、2日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、1日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹			
おじ又はおばの配偶者	1日	1日	1日

注1 任用月数については、任用予定期間を含むものとする。

2 社会通念上妥当と認められる日数に限り利用できるものとし、「連続する日数」の取扱いについては、暦日によるものとする。

別表3（第13条関係）

		夏季休暇日数		
		週の勤務時間		
		27時間	18時間以上 27時間未満	9時間以上 18時間未満
7月 か	3月	5.0日 (38時間45分)	4.0日 (31時間)	3.0日 (23時間15分)

ら 9月 の 任 用 月 数	2. 5月以上3月未満	4. 0日 (31時間)	3. 5日 (27時間5分)	2. 5日 (19時間20分)
	2月以上2. 5月未満	3. 5日 (27時間5分)	2. 5日 (19時間20分)	2. 0日 (15時間30分)
	1. 5月以上2月未満	2. 5日 (19時間20分)	2. 0日 (15時間30分)	1. 5日 (11時間35分)
	1月以上1. 5月未満	2. 0日 (15時間30分)	1. 5日 (11時間35分)	1. 0日 (7時間45分)

注1 任用月数については、任用予定期間を含むものとする。

2 任用月数を決定するに当たり、2週間以上の端数が生じる場合は、0. 5月に換算する。

3 1日の勤務時間が7時間45分以外の者については、表中下段の（ ）内の時間数による。

4 取得単位は、1日又は半日とする。ただし、1日の勤務時間が7時間45分以外の者の取得単位については、当該非常勤講師が取得しようとする日の勤務時間とする。

5 夏季休暇日数が、当該非常勤講師が取得しようとする日の勤務時間を下回る場合は1時間又は分を単位とする。なお、1時間又は分を単位として取得する場合は、残日数のすべてを取得する場合に限る。

別表4 (第13条関係)

妊娠中又は出産後1年以内の保健指導等の回数表

期 間	回 数
妊娠24週まで	4週間に1回
妊娠25週から36週まで	2週間に1回
妊娠37週から出産まで	1週間に1回
出産後1年まで	その間に1回

注 医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についても、その指示された回数とする。

別表5 (第13条関係)

対象となる行為
1 子の看護
2 子が受ける予防接種又は健康診断への付添い
3 子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

別表6 (第13条関係)

勤務日ごとの 正規の勤務時間	養育する当 該子の人数	日数又は時間	取得単位
同一	1人	7日	1日又は 1時間
	2人	10日	
	3人以上	10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数	
同一でない	1人	1日当たりの平均勤務時間に7を乗じた時間	1時間

	2人	1日当たりの平均勤務時間に10を乗じた時間
	3人以上	1日当たりの平均勤務時間に10に当該子の数から2を減じた数を加えた数を乗じた時間数

注1 上記休暇は、最初の任用の日から6月以上継続勤務（予定を含む。）をしている非常勤講師で、次のいずれかに該当するものが請求できる。

- (1) 週の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち1週間の勤務日が3日以上とされている者
  - (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち当初の任用開始日から1年間の勤務日が121日以上の方
- 2 勤務日ごとの正規の勤務時間が同一である非常勤講師が1時間を単位として使用した上記休暇は、当該非常勤講師の正規の勤務時間をもって1日とする。
  - 3 勤務日ごとの正規の勤務時間が同一でない非常勤講師の1日当たりの平均勤務時間は、次のとおりとする。
    - (1) 予定任用期間内の各勤務日の正規の勤務時間が同一周期となっている場合は、当該周期中の勤務日の勤務時間の合計を当該勤務日の日数で除して得た時間（1時間未満の端数があるときは、5分単位でこれを切り捨てた時間）
    - (2) 予定任用期間内の各勤務日の正規の勤務時間が同一周期となっていない場合は、当該予定任用期間内の全勤務日の勤務時間の合計を当該勤務日の日数で除して得た時間（1時間未満の端数があるときは、5分単位でこれを切り捨てた時間）
  - 4 残日数のすべてを取得する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを取得することができる。

別表7（第13条関係）

対象となる行為
1 要介護者の介護
2 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

別表8（第13条関係）

勤務日ごとの正規の勤務時間	日数又は時間	取得単位
同一	5日（要介護者を2人以上介護する非常勤講師にあつては、10日）	1日又は1時間
同一でない	1日当たりの平均勤務時間に、5を乗じて得た時間数（要介護者を2人以上介護する非常勤講師にあつては、10を乗じて得た時間数）	1時間

注 別表6の注と同じ。

別表 8 の 2 (第13条関係)

日数又は時間数等	取得単位
要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間内（以下、「指定期間」という。）において必要と認められる期間	1日、半日又は1時間（半日単位の取得は、1日の勤務時間が7時間45分の者に限る。）

注1 上記は、介護休暇とし、最初の任用の日から1年以上継続勤務をしている非常勤講師で、次のいずれかに該当するものが請求できる。ただし、取得開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、予定任用期間（更新される場合にあっては、更新後の予定任用期間）が満了することが明らかな者を除く。

- (1) 週の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち1週間の勤務日が3日以上とされている者
- (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち当初の任用開始日から1年間の勤務日が121日以上の方

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする別表第8の3の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該別表8の3の休暇の承認の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。ただし、要介護者の介護を必要とする状態により、やむを得ないと認められる場合は、1日を通じ、4時間の範囲内とする。

別表 8 の 3 (第13条関係)

1日の勤務時間	期間	取得可能時間	取得単位
6時間15分以上	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）	30分
6時間15分未満	取得不可		

注1 上記は、介護時間とし、最初の任用の日から1年以上継続勤務をしている非常勤講師で、次のいずれかに該当するものが請求できる。

- (1) 週の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち1週間の勤務日が3日以上とされている者
- (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち当初任用開始日から1年間の勤務日が121日以上の方

2 第14条に定める部分休業を取得している場合は、2時間から当該部分休業を減じた時間を超えない範囲で取得することができる。

別表 9 (第13条関係)

	任用月数が3月以上の者	任用月数が2月以上の3月未満の方	任用月数が1月以上の2月未満の方
日数	6日	4日	2日

注 任用月数については、任用予定期間を含むものとする。

